

## 社会保険の話(2)

### 健康保険その1

今回から健康保険について話を進めていきます。

**Q 1** 日本の健康保険制度はどうなっていますか？

**A** 日本の健康保険制度は、すべての国民が加入する国民皆保険の制度になっています。

その制度は、サラリーマンなどの労働者が加入する「被用者健康保険」、自営業あるいは無職の人が加入する「国民健康保険」及び75歳以上の高齢者が加入する「後期高齢者医療制度」に区分されます。また、その財源は、加入者の保険料(被用者健康保険の場合は、事業主が保険料の半分を負担)と国及び地方自治体による補助(税金)で賄われています。

**Q 2** 「組合健保」とか「協会けんぽ」とかよく聞くんですがこれは何ですか？

**A** 被用者健康保険は、保険者(保険の元締め)の違いによってさらに区分されます。

保険者が、常時700人以上(共同設立の場合は3,000人以上)の社員がいる企業が、厚生労働大臣の許可を得て設立した健康保険組合である場合を「組合健保」、中小企業の社員が加入する全国健康保険協会である場合を「協会けんぽ」、そして、公務員等が加入する共済組合である場合を「共済短期」といいます。

**Q 3** 自衛隊を退職したら加入する健康保険はどうなりますか？

**A** 退職後の状況によって加入する健康保険に違いが出てきます。再就職する場合は、就職先の会社の被用者健康保険に自動的に加入します。また、個人で事業を始めたり(自営業)、し

ばらく無職になる方は、国民健康保険に加入することになります。一方で、国民健康保険に加入する人は、退職まで加入していた健康保険に引き続き2年間に限り加入することもできます。これを任意継続と言います。国民健康保険または任意継続のいずれを選択するかについては、皆さんが自分に有利な方を選択すればよいわけです。一般的には任意継続とした方が良いでしょう。

**Q 4** Q 3 で説明のあった任意継続について教えてください。

**A** 被用者健康保険には、任意継続の制度があります。この制度を利用できる方は、退職の日以前に保険者期間が引き続き2か月（公務員等の場合は1年）以上あり、退職の日から20日以内に任意継続すると保険者（手続き上は職場の担当者）に申し出れば任意継続被保険者になれます。

一般の被保険者との違いは次の通りです。

- ① 被保険者の期間は2年間
- ② 保険料は全額個人負担（会社の半分負担はない）
- ③ 保険料を納付期限までに納めないと翌日資格を喪失